

豊田市公告第20号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和6年1月16日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 介護人材対策研修実施業務委託
- (2) 業務の概要 介護サービス事業所における人材不足の解消を図るため、介護サービス事業所を対象とする各種研修事業の管理及び運営を行う。
- (3) 履行期限 令和7年3月14日(金)
- (4) 提案限度額 2,310,000(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。(ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。)
 - イ 平成30年4月以降、官民間わず元請として、経営者又は人事担当者向けに組織改善のための研修を実施した実績を有する者であること。(契約金額は問わない。)

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和6年1月16日(火)から1月29日(月)まで(土・日曜日、祝

日を除く。)

- (2) 交付場所 豊田市役所福祉部介護保険課計画担当（東庁舎1階）又は豊田市役所ホームページ<事業者向け情報>プロポーザル・コンペからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和6年1月29日（月） 午後5時
(2) 提出場所 豊田市役所福祉部介護保険課計画担当（東庁舎1階）
(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
(4) 提出部数 1部
(5) 提出書類
ア 参加表明書
イ 会社概要に関する資料（パンフレット等）
ウ 参加資格要件（7）イが確認できる書類（契約書、仕様書、検査合格通知等の写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和6年1月30日（火）
(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和6年1月29日（月） 午後5時
(2) 受付方法 原則メールとするが、持参又は郵送でも受付可能（受付期限必着）
(3) 回答 令和6年2月2日（金）までに参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

- (1) 提案書（正本1部、副本7部）

副本には社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

A4サイズ片面8枚以内（（2）を除く。）に下記内容を記載

ア 企業の業務実績

会社概要、財政状況及び経営者又は人事担当者向けの組織改善のための研修業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要（介護事業所向けの場合は明記すること））

イ 業務担当責任者の経験

資格、経歴、経営者又は人事担当者向けの組織改善のための研修の企画に携わった実績（業務内容（介護事業所向けの場合は明記すること）及びその期間）及び現在の業務従事状況が分かるもの

ウ 業務体制

人員確保及び配置体制・サポート体制

エ 研修実施方針

研修の方針や実施内容、受講者の募集方法や研修の実施における工夫及び工程計画を記載すること。

(2) 見積書、積算内訳書及び企業の業務実績が確認できる契約書等の写し（1部）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年2月9日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部介護保険課計画担当（東庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、(1)の提出期限までにその旨を文書書面（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和6年2月20日（火） 午後1時30分から午後4時までのうち指定する30分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 福祉部会議室（東庁舎1階）
- (3) 備考
 - ア 説明15分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。
 - イ 出席者は、業務担当責任者を含め3名以内とする。
 - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等（32点）【事務局評価】
 - (ア) 企業の業務実績（16点）
 - (イ) 業務担当責任者の実績（16点）
 - イ 業務実施計画等（68点）【選考委員評価】
 - (ア) 業務を受託した場合の業務体制（4点）
 - (イ) 実施方針の妥当性（8点）
 - (ウ) 提案内容の具体性・有効性（52点）
 - (エ) 工程計画の妥当性（4点）

※評価点（500点）＝（ア（業務経歴等（32点））＋イ（業務実施計画等（68点）））×5人
- (2) 最高得点者が複数であった場合は、「提案内容の具体性・有効性」において高得点であった者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

(4) 選考は、以下の5名の委員により行う。

豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会 会長

福祉部 副部長

福祉部 介護保険課 課長

福祉部 地域包括ケア企画課 課長

産業部 産業労働課 担当長

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知(予定)日 令和6年2月21日(水)

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約(予定)日 令和6年4月4日(木)

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提案期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く。)

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、公文書の開示請求があった場合、提出書類を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、令和8年度まで介護人材対策研修実施業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。
- (10) 本公告は、令和6年豊田市議会3月定例会で令和6年度当初予算が可決されなかった場合、無効とする。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地

豊田市役所福祉部介護保険課計画担当（東庁舎1階）

電話 0565-34-6634（直通） FAX 0565-34-6034

メールアドレス kaigohoken@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>